明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府三八四～三八八）　一
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（国家公安委三七）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同三八）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三九）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二四五三～二四六六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二四六七～二四七〇）　六
○公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件（国土交通一〇九〇）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁七七、七八）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
法務省　財務省　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、岡山同五、香川同三、福岡同二～六）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、公証人法第十三条に規定する公証人の採用、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

告示

○内閣府告示第三百八十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

○内閣府告示第三百八十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業及び特定非営利活動法人設立促進事業

○内閣府告示第三百八十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業及び特定非営利活動法人設立促進事業

○内閣府告示第三百八十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した同条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年十月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市　グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び特定非営利活動法人設立促進事業